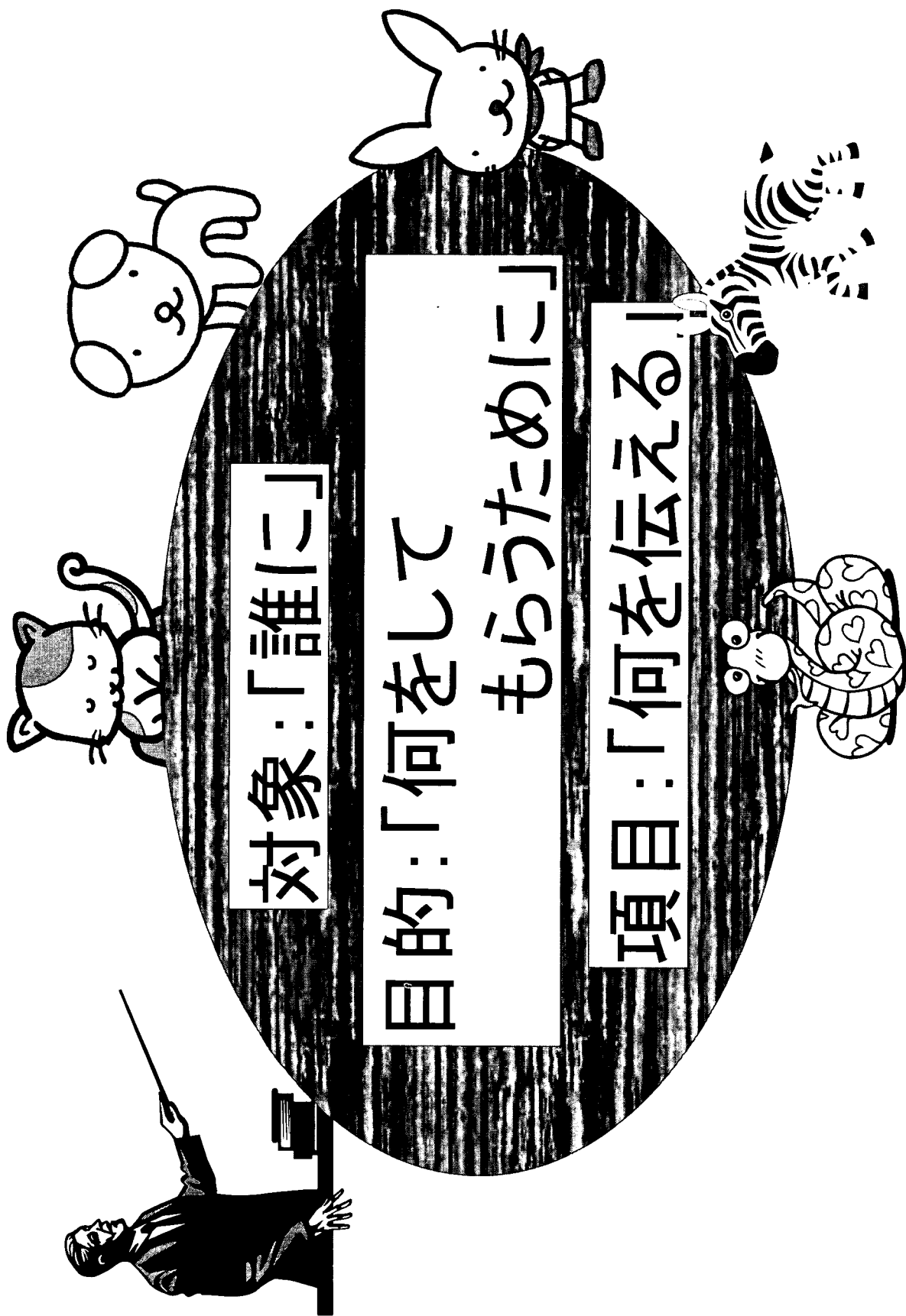


Lesson 2

職員研修の実施のために

明確にするべき3つの項目



事前準備

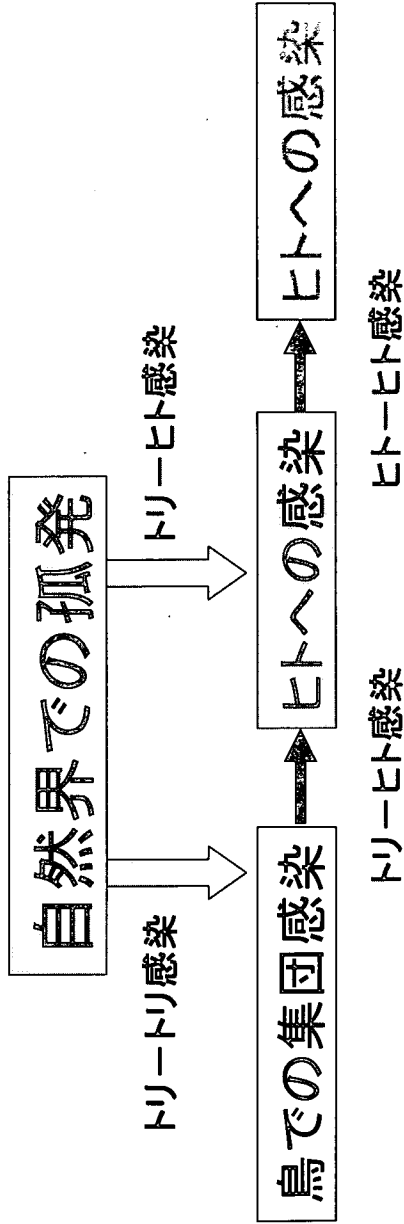
- 報告書
- 机上訓練等の教材

地域のリスクアセスメント

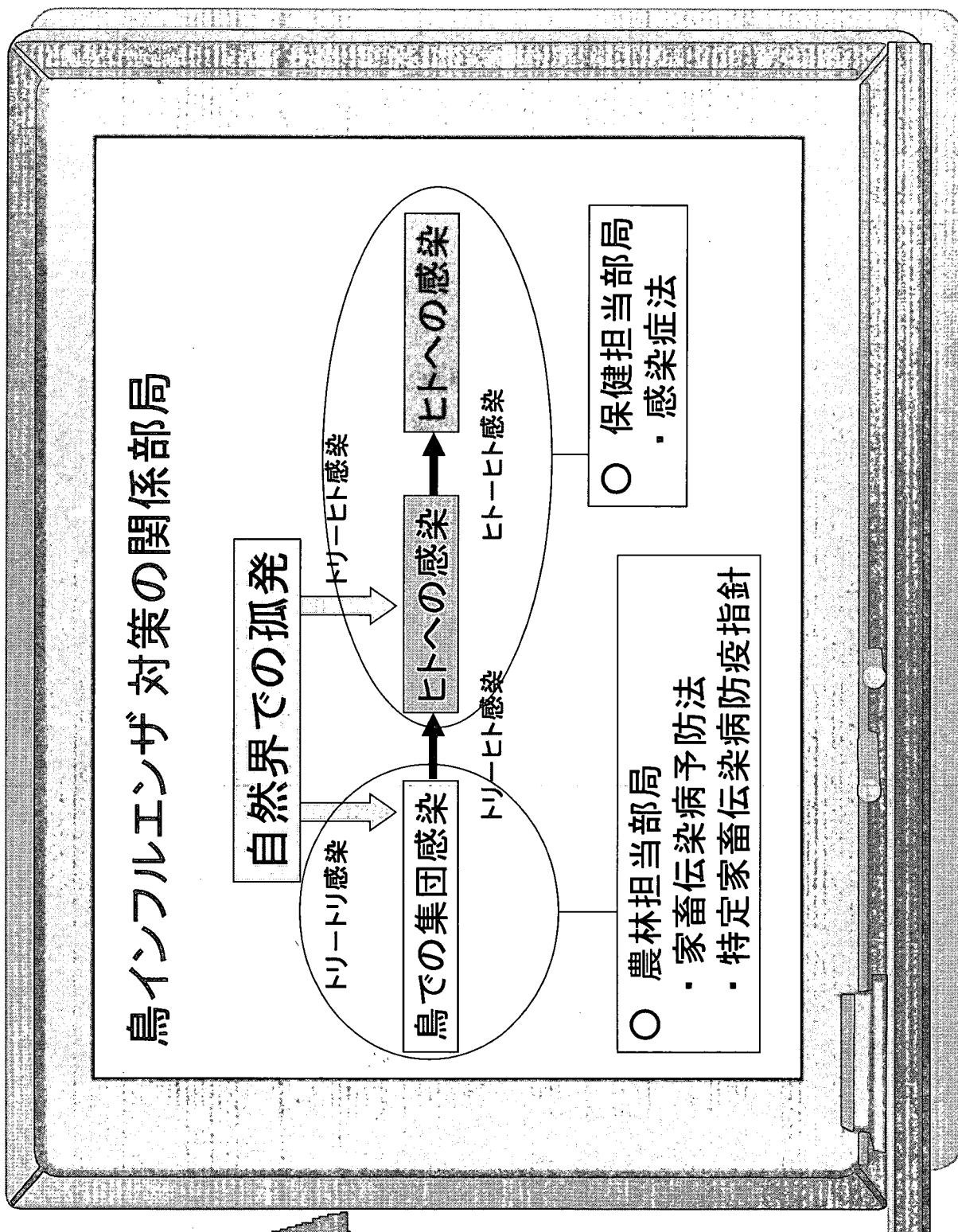
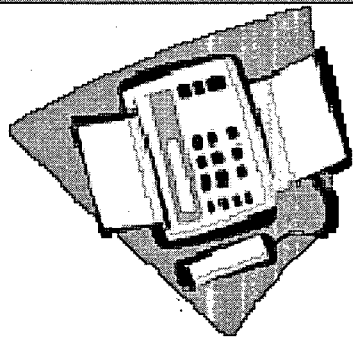
- 養鶏場の存在
- 水鳥の休み場所
- 動物園の存在
- ~

危機意識の統一

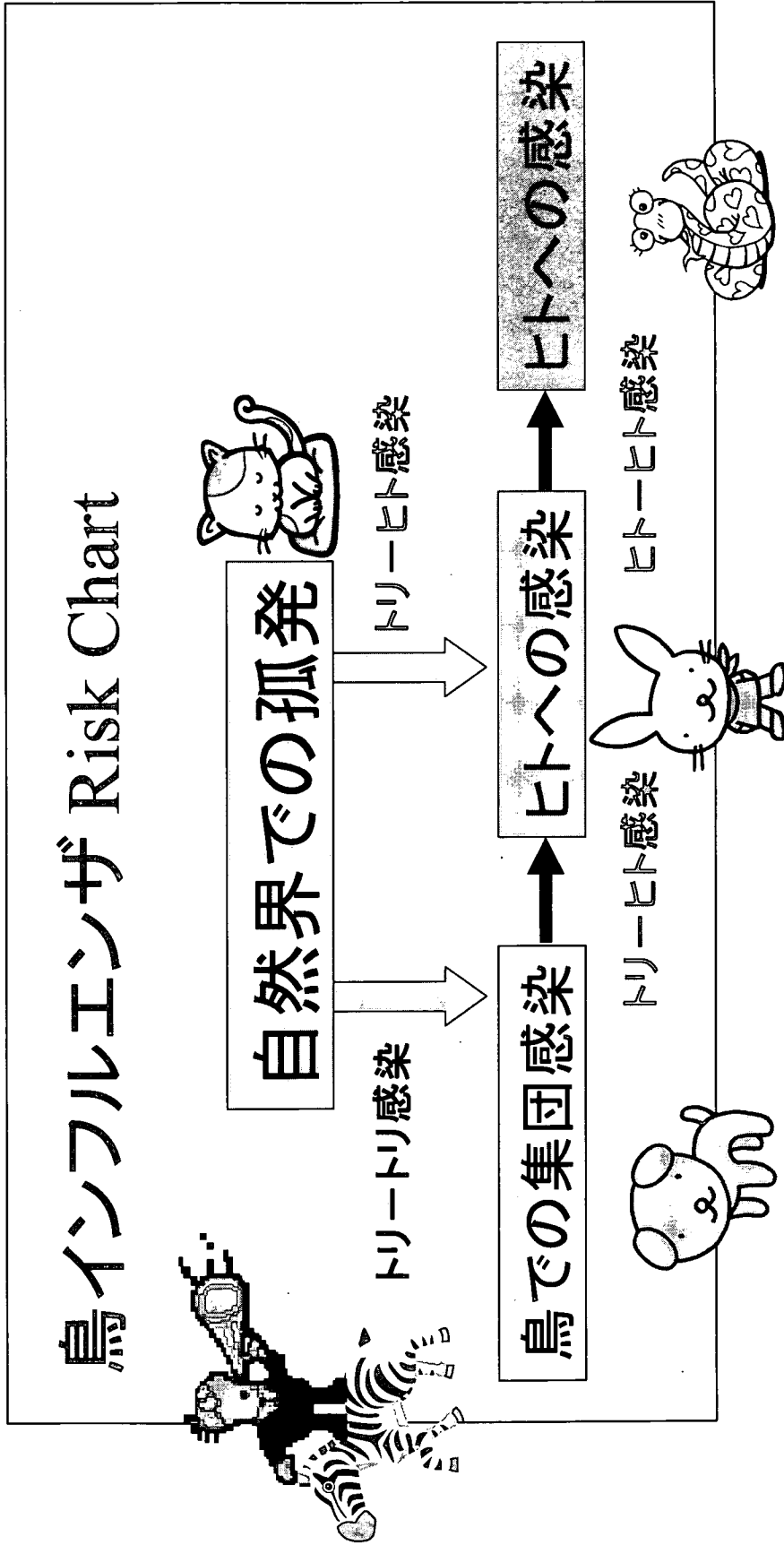
鳥インフルエンザ Risk Chart



保健所に連絡があるのはどんな時なのか？



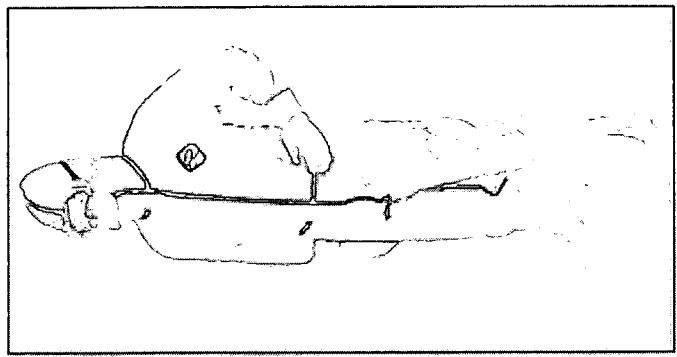
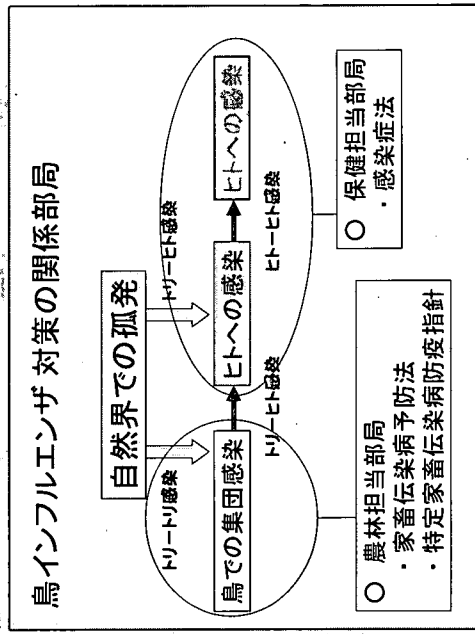
危機段階に保健所の機能を重ねる



部署を分け、部署別に実際に実際の対応を検討する

	防疫従事者支援	従業員・家族対応	地域対応
疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> ・作業終了後のフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査 ・血清調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーシング (従業員、出入り業者) ・サーベイランス
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策 (感染防護、除染、タミフル投与) ・作業管理 		<ul style="list-style-type: none"> ・住民相談対応
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の医学的説明 		<ul style="list-style-type: none"> ・通行規制区域の感染管理

部署別に「今、やっておくべきこと」を実施



従業員No	名前	関係	予防接種	症状の有無	その他
1	○川×良 △子	本人 妻	○ ○	なし なし	
2	×山○三 ×美	子供 本人 ..	○ ○ ×	なし	
3	○子	

厚生労働科学研究費補助金（地域健康危機管理研究事業）
「健康危機管理体制の評価指標、効果の評価および人材育成に係る e-learningプログラムの開発評価に関する研究」

分担研究報告書

研修プログラムに対する質的評価の実践的方法に関する研究 e-learning提供方法の評価に関する調査研究

分担研究者 水嶋春朔（国立保健医療科学院人材育成部長）

橘 とも子（国立保健医療科学院人材育成部地域保健人材室長）

研究要旨

【目的】地域健康危機管理e-learningプログラムのニーズ、利便性、活用状況および要望を把握し、e-learningプログラムを用いた研修の提供方策を検討する。【方法】東京23区の保健所勤務新人対象健康危機管理研修の受講者52名を対象に集合型机上訓練と同題材のe-learning受講を依頼、質問紙調査。【結果】回答者の全員が受講前にはH-CRISISを知らなかった。e-learningの有用性、利便性は概ね認められる回答であったが、機器整備・制度いずれにも職場におけるe-learning受講環境の未整備を伺わせる意見が散見された。【考察およびまとめ】e-learningの効果的利用のための改善策として、H-CRISISならびにe-learningの周知、利用するために要する研修支援を研修提供側がひきつづき継続すると共に、受講側が機器整備、知識・技術の習得のほかに既定の「サービス管理」「サービス規程」において地方自治体職員に対するe-learning研修の位置づけを検討する必要があると思われた。

A. 研究目的：

地域における健康危機管理担当者の人材育におけるe-learningプログラムのニーズ、利便性、活用状況の実態を把握するとともに、e-learning研修に関する具体的な要望を探り、保健所等地域における健康危機管理担当者に対するe-learningプログラムを用いた研修の提供方策を検討する。

対象： 特別区の保健所等における健康危機管理（感染症・食中毒等）担当職員52人。すなわち東京特別区の保健所等に勤務する職員のうち、平成19年度「公衆衛生行政研修」における「健康危機発生事例対応演習（平成19年7月12日（木）開催）」を受講した52人。なお、当該研修は主に保健所勤務歴の浅い公衆衛生専門職に対して毎年2-3区が合同で開催するものであり、健康危機管理コンピテンシー強化研修に相当する（資料1）。

B. 研究方法：

方法： 特別区研修所における集合型研修である「公衆衛生行政研修」の受講者に対しケースメソッド教材「原因不明感染症様疾患の保健所対応」（資料2）を用いた机上演習を実施（平成19年7月12日）した。研修はケースメソッドを用い、事例演習「胃腸炎集団発生時の保健所の対応」をグループワーク（1～8班、チューター講師6名）により行った。グループワークおよび講師講評終了後、健康危機管理支援システム（=H-CRISIS）について概要を説明するとともに、演習で用いた題材事例に基づいて橘が作成したe-Learning教材「原因不明感染性胃腸炎様疾患の集団発生に対する保健所の対応」による自己学習を帰庁後実施するよう促した。e-Learning受講者は、終了後、質問紙調査への回答協力を依頼し、回答は郵送回収した。なお「公衆衛生行政研修」の受講者には、H-CRISISのe-Learningを利用するためのID、パスワードを予め取得するよう研修事務局が文書通知した。

調査内容（資料3）： e-Learning活用研修の必要性・有用性・利便性・活用状況、利点・欠点と思う事項、地域健康危機管理e-Learning、などの項目について意見を求めた。

C. 研究結果（資料4）：

7名より回答が得られた（回収率13.5%）。

1. H-CRISISのe-learningについて

研修受講許可前にH-CRISISについて「知らなかった」85.7%、「H-CRISISのe-Learning知らなかつ

た」100%であった。「公衆衛生行政研修」の受講前にe-Learning用ID、PWを取得した者は回答者の半数程度（57.1%）であった。取得を予め指示健康危機管理e-Learningは「とても+やや必要」57.2%、「とても+やや有用」71.5%、「とても+やや便利」28.6%。利点は「(集合型研修より)集中できる」等、欠点・要改善点は「講師や研修生とのやりとりがないと理解が深まらない」等。e-Learningの日常的利用を「とても+やや利用してみたい」57.1%、健康危機管理e-Learningについて「職場にインターネット接続可能なPCが十分あれば活用可」「健康危機管理には多職種によるディスカッション過程が重要なのでe-Learningのみでは不可」等。

D. 考察

本研究は、健康危機に関するシミュレーション研修を、集合型グループ研修で実施した健康危機管理担当職員に対して、同じ教材をe-learningで提供し、研修利用における両者の差を明らかにしようとしたものである。調査への協力を依頼した受講者に対し、回収率が13.5%ときわめて低かった。これは、特別区研修所や、本調査結果から推測されるごとく所属の保健所等でインターネットに接続可能なPC環境が整っていないため自宅でe-learningを履修してもらわざるを得なかったため、実際にe-learning履修を体験してみた者が多いとはいえなかったことによるのではないと思われる。

特別区保健所の新人職員におけるH-

C R I S I S およびe-Learningに対する認知度は低かった。保健所勤務年数は問わなかったものの、たとえ勤務一年目であったとしても7月半ば開催の研修までに周知が図られていなかった状況からは、H-C R I S I S およびe-Learningが日常的に用いられているとは考え難い。e-Learning用ID、パスワードの研修前取得に関する回答からは、H-C R I S I S における機関ID、PWとe-Learning用ID、パスワードとの区別がわかりにくく取得の妨げになっている状況がうかがえた。ホームページ自体に説明を掲示する必要があると思われた。

職場研修におけるe-Learning利用の必要性・有用性については、否定的な意見はみられなかった。利便性については「職場におけるインターネット接続不可」がe-Learning利用の主な阻害要因となっていた。認知度が低いことに加えてインターネット接続が困難な職場環境、という阻害要因の結果、e-Learning活用は「あまりor全く」活用していない、という結果が今回調査でも確認できた。近年、日本の職場におけるPC設置は相当普及し他の先進国並みと認識しているが、地域保健行政の第一線機関である保健所でPC設置に比してインターネット接続環境が未整備だとすれば、これは「PCは専ら「文書作成」のワープロ機能として用いられ「情報収集」には殆ど用いられていない」ことを表すのかもしれない。今後、地域保健行政の情報収集におけるツールとしてのIT（情報技術）活用実態を把握するとともに、担当職員の情報収集コンピテンシー、ITコンピテンシー習

得を図ることが地域健康危機管理における人材育成に係る質的向上に必要なかもしれない。

職場におけるハード環境が整わないのであれば、近年むしろ機能的に進んでいるかもしれない一般家庭、すなわち「自宅」における自己学習は？と問うてみたが、やはり「研修」は「業務」の一部に位置づけられるため、研修に取り組むべき場所として自宅学習に対する否定的意見記述が同然のごとくみられた。地方公務員法において地方公務員には職務専念義務（地公法第30条「すべて職員は、も全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、勝つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」）が定められている。その中で「研修」に対しては、公務能率の向上を維持する上で各職員の能力開発を絶えず図ることが重要と位置づけられ、必要性を担保する規定がなされている。

「職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない（地公法第39条第1項）」と定められ、その研修は「任命権者が行うものとする（地公法第39条第2項）」となっている。これらの規定により大半の地方自治体には、職員に対する研修必要度調査に基づいて積極的に研修を行うことが義務づけられており、地方自治体は「職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程」などの規定に基づいて自治体職員研修計画などを定め、時間の保証および必要経費の補償などを行っている。この枠組みにおける「研修」とは、従来型の集合型

研修を前提としており、特定の職員が研修を履修したか否かは「研修会場にいた」あるいは「研修成果を職場に還元（伝達研修）できる」という事実で客観性を担保することができるため、組織はサービス管理の枠組みの中で「研修」を位置づけることができたのだろう。しかし“e-Learning”の場合、インターネットに接続できるPCさえあれば職員の居場所を限定する必要がないため、何らかの「サービス管理」が組織でできるしくみを設けない限り、地方自治体職員に対する研修の提供方法として職務の中には位置づけにくいのではないか。研修提供ツールのひとつとしてのe-learningの普及を今後図る際には、機器整備や職員個人への技術的教育以外に制度として従来のしくみにどのように組み込んでいくかが問われると推定され今後の課題と思われた。

E. 結論

健康危機管理集合型机上訓練受講者に同じ題材のシミュレーションe-learning教材を提供し、地域健康危機管理e-learningプログラムのニーズ、利便性、活用状況および要望を把握し、e-learningプログラムを用いた研修の提供方を調査検討した。回答者は、全員が受講前にはH-CRISISを知らなかった。e-learningの有用性、利便性は概ね認められる回答であったが、機器整備・制度いずれにも職場におけるe-learning受講環境の未整備を伺わせる意見が散見された。e-learningの効果的利用のための改善策として、H-CRISISならびにe-learningの

周知、利用するために要する研修支援を研修提供側がひきつづき継続すると共に、受講側が機器整備、知識・技術の習得のほかに既定の「サービス管理」「サービス規程」において地方自治体職員に対するe-learning研修の位置づけを検討する必要があると思われた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

資料1：平成19年度専門研修『公衆衛生行政』骨子

平成19年度専門研修『公衆衛生行政』

ア. 目 標

公衆衛生行政に関する基本的な知識及び最新の動向、健康危機管理の手法を修得する。

イ. 対 象

保健衛生主管部、保健所、保健センター等に勤務する職員（事務職・専門職）
（実務経験3年未満程度）

〔定員 70名〕

ウ. 期 間

平成19年7月9日（月）、10日（火）、12日（木）

【3日間】

エ. 研修生通知期限

6月8日（金）（特別区職員研修所必着）

《問い合わせ》

管理課専門研修係

担当：町田

電話：5683-9506

《担当者から》

- ◆ この研修は、保健所、保健衛生主管部で公衆衛生に関わる職務経験の浅い職員を主な対象としています。基本的な部分を中心に、公衆衛生とは何か、公衆衛生の役割とは何かについて、その全般的な理解を深めます。
- ◆ 公衆衛生に関連する業務は多岐にわたります。また、医療制度改革、感染症法の改正など関連する制度と法規が大きく変わります。業務を遂行するにあたっては、それぞれの業務の歴史と今後の課題を理解することが重要です。あわせて、公衆衛生には様々な職種が携わっています。様々な職種がお互いの役割を理解し、連携することが必要です。この研修は、全体を通じて特別区における保健衛生分野の共通課題を理解し、今後の方向性、連携の必要性について学ぶ内容となっています。
- ◆ 保健所の担うべき最重要課題は「健康危機管理」です。昨シーズンは、近年まれに見るノロウィルスの大流行がありました。新型インフルエンザ対策も進められています。こうした健康危機の発生時に、保健所は迅速に対応することと、ケースに応じて区の内外との連携が必要となります。健康危機であることに気付くセンスも求められます。そのためには、平時からの心がけが大変重要です。3日目は、「健康危機管理」を講義と演習により学びます。
- ◆ 職種は問いません。特に、今年度異動で配属された方はぜひご参加ください。

平成19年度専門研修『公衆衛生行政』

《カリキュラム》

(敬称略)

7月	教 科 目 ・ 講 師 名	
	午前 (9:30~12:30)	午後 (13:30~16:45)
9 日 (月)	<p>「公衆衛生行政概論」(講義)</p> <p>・公衆衛生行政の基本的知識を習得する。</p> <p>〔講師〕千代田区千代田保健所長 大井 照</p>	<p>「生活衛生業務各論」(講義)</p> <p>〔講師〕江東区保健所生活衛生課長 宇野 治之</p>
10 日 (火)	<p>「保健事業各論の基礎」(講義)</p> <p>・重点施策、最新の動向について学ぶ。</p> <p>〔講師〕練馬区保健所長 中西 好子</p>	
12 日 (木)	<p>「健康危機管理」(講義)</p> <p>・地域の健康危機に対して区職員として第一線で取り組むために必要とされる、健康危機管理に関する知識と心構えを習得する。</p> <p>〔講師〕葛飾区保健所長 東海林 文夫</p>	<p>「健康危機発生事例対応」(演習)</p> <p>・午前の講義の実践編として、演習問題による体験を通じ、ノウハウを習得する。</p> <p>〔講師〕 池袋保健所長(コーディネーター) 永井 恵 前掲 東海林 文夫 国立保健医療科学院人材育成部地域保健人材室長 橋 とも子 東京都健康安全研究センター疫学情報室 阿保 満 渋谷区保健所生活衛生課環境衛生 仁平 晃司 文京区文京保健所生活衛生課食品衛生 左近 孝子</p>
計	3日間(18時間45分)	

No. 1

事例演習 「胃腸炎集団発生時の保健所の対応」

演習の目的：

- 感染症集団発生時の保健所の機能と役割分担について理解する。
- 現実には起こりうる事例から、保健所各職種のチームワークを理解する。

原作：国立保健医療科学院人材育成部地域保健人材室長 橘とも子

(この事例演習は、国立感染症研究所の研修教材を、研修講師が特別区用に再編集・作成したものです。)

No. 2

平成 X 年度、あなたは、A区保健所の保健予防課に転勤になり、一般職員として感染症対策を担当する立場となりました。

平成X年5月17日（月）の昼休み中に、A区内のB病院の小児科医師から、あなたは次のような電話を受けました。

「下痢、嘔吐など胃腸炎の症状を呈する幼稚園児約20名が受診している。
ほとんどがA幼稚園の園児である。
血便のある者、症状の重篤な者は今のところいない。
食中毒、あるいは感染性胃腸炎の可能性もあると疑っている」

質問1 電話が終わった後、あなたはまず最初に何をしますか。

(資料1) 場面設定等含む

- 感染症とは：ウイルスや細菌などの病原体が人や動物の体内に侵入して、臓器や組織の中で発育又は増殖することを感染といい、感染によって症状が現れた場合を感染症という。
- 食中毒とは：食品・食品添加物・食品に使用する器具や容器包装などによって起こる比較的急性の健康障害。とくに胃腸炎症状を主とすることが多い。
- 胃腸炎とは：様々な原因により、下痢・嘔吐・腹痛などの症状をおこす疾患。
- 感染性胃腸炎とは：ウイルスや細菌などの感染を原因とする胃腸炎。
患者の便や吐物の中のウイルスや細菌が手や物を介して他の人に感染する。

No. 3

報告を受けた保健予防課長は、直ちに所長に報告しました。所長は、食中毒（食物→ヒ

ト)・感染症(ヒト→ヒト)の両方の可能性を考え、保健予防課・生活衛生課両課連携による「初動調査」の開始を決定しました。

質問2 初動調査に当たって、保健所内の態勢をどうすべきでしょうか。分担すべき業務内容(班)を列挙し、おのおの担当すべき係名もあげてください。

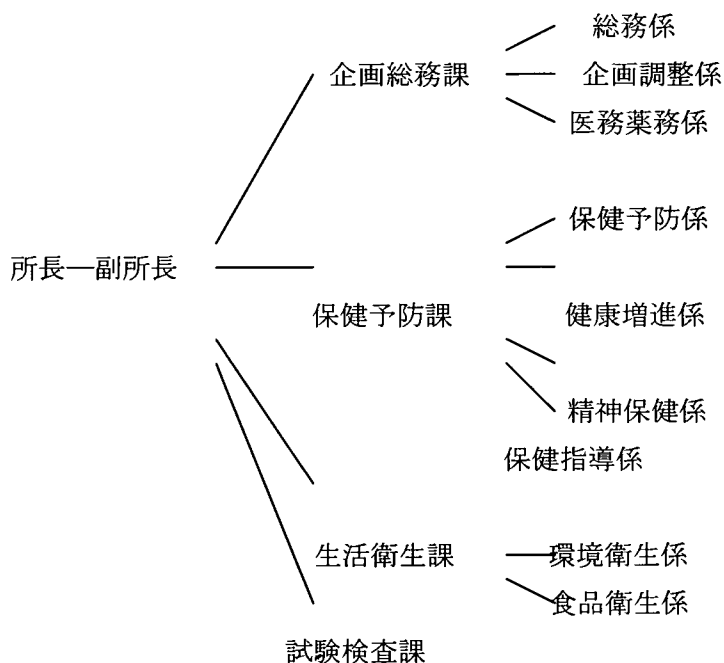
(資料2-①)

都福祉保健局と保健所各課の関係は、以下のとおり。

福祉保健局健康安全室感染症対策課 ⇔ 保健所保健予防課

福祉保健局健康安全室食品監視課 ⇔ 保健所生活衛生課

(資料2-②) 保健所組織



No. 4

5月17日(月)午後になり、保健予防課と生活衛生課は、次のような班を編成し初動調査を直ちに開始した。

初動調査班：

① A 幼稚園の調査班(症状調査班、施設調査班)

② B 病院の調査班

③ 連絡調査班

健康相談対応班： 父母からの問い合わせ対応など

※何者かによる故意の毒物混入の可能性を捨ててはいけません。その場合、警察への連絡も必要となってくることを忘れずに!

調査結果は、下記のとおりであった。

【初動調査班】

① A幼稚園調査班:

(症状調査班):

症状調査を行うにあたって、まず、症例定義を作成した。すなわち、A幼稚園の発症者を、A幼稚園の園児もしくは職員で、平成X年5月11日から同年5月18日までの間に、下痢、嘔気、嘔吐、発熱、腹痛のうちいずれか1つ以上の症状を呈する者と定義した。症状調査班は、園児・職員名簿、出欠簿、園児・職員の喫食調査票を入手した。幼稚園の職員に依頼して、症状に関する調査票及び状況説明と現時点での注意点を保護者あてに配布した。その結果、発症者は14日2名、15日7名、16日6名、17日8名、18日13名、だった。

(施設調査班):

食事に関しては各人が弁当を持参することになっていた。おやつ等の軽食及び施設のふき取り検査、園児・職員の検便検査を実施した。なお、A幼稚園および学区内では井戸水は使用していない。水道水の水質調査では残留塩素は十分であり、受水槽を経由した給水であることが判明したため、検体を採取して衛生研究所に提出した。その他、施設には亀裂はなく、施錠されていた。

② B病院調査班:

本件に関連する受診者は現在のところ22名であった。主症状は嘔吐、下痢、腹痛である。血便のある者・入院している者はいない。

③ 連絡調査班:

「他の幼稚園・保育園・小学校等における発症状況」も調査すべきである。胃腸炎の流行が、A幼稚園固有の問題なのか、あるいは区内幼稚園・保育園・小学校に共通する広範囲の問題なのかを知る必要がある。

質問3 配布したグラフ用紙を使って、日毎の発症者数データからヒストグラム（度数分布グラフ）を各グループで作成してください。

A幼稚園調査班による調査結果より、今回の事例の日毎の発症者数は以下の通りである。今回の発症者は、出席簿と症状、および、調査票の回収結果から判明した数である。

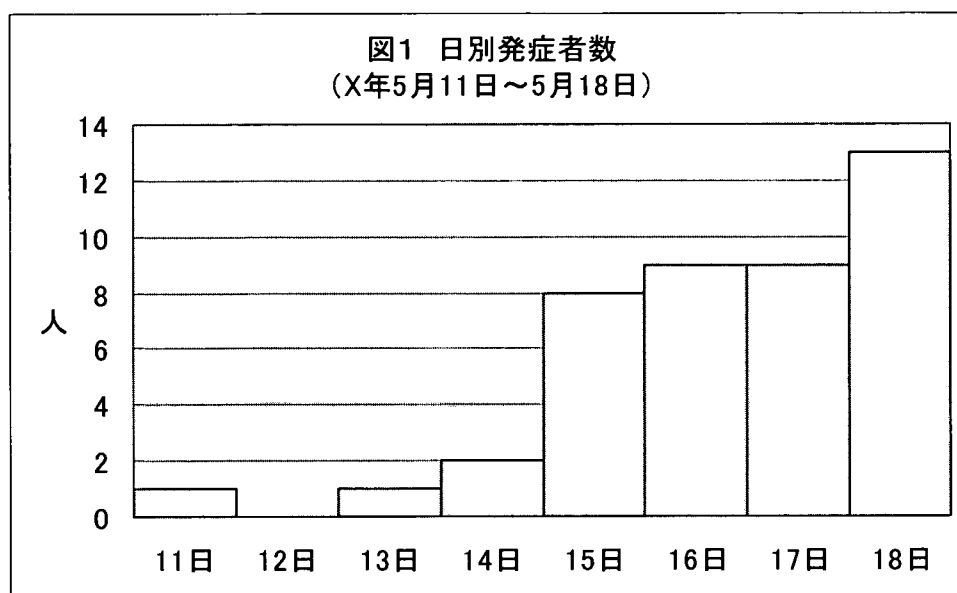
発症者（下痢、嘔気、嘔吐、発熱、腹痛のうち1つ以上の症状を呈する者）数

11日	12日	13日	14日	15日
1人	0人	1人	2人	7人

16日	17日	18日
6人	8人	13人

No. 5

初動調査時でのヒストグラムは、このような結果になった。



他の幼稚園・保育園・小学校では、いずれも同様の症状の集団発生は無かった。現在のところ、胃腸炎の流行はA幼稚園固有の問題である。また、他の幼稚園・保育園・小学校の発症者数については、今後しばらくは毎日確認することとした。

その後、水質調査の検査結果で一般細菌・大腸菌は検出されなかった。そして、20日に発症者が再度急激に増加したため、保健所・教育委員会と相談の上、A幼稚園は保護者に対して緊急の保護者会を開催した。保護者会では、これまでの集団発生の経過を報告し、あくまで原因については調査中であることを説明した。また、保健所職員より胃腸炎の一般的な予防方法（トイレ後の手洗い、汚物管理、部屋の消毒・清掃等）についての説明を行った。

そして、A幼稚園は、5月21日より休園の処置を行った。

健康相談対応班

調査班が出かけて行って間もなく、胃腸炎多発のうわさを聞いた、B幼稚園の園児の保護者から、問い合わせの電話がかかってきた。

「うちの子2人は、B幼稚園に通う年少児と年長児である。A幼稚園に通う具合が悪くなった子の親御さんから、下痢・嘔吐・腹痛の子が多数出ていると聞き心配になった。幼稚園に聞いたが調査中というだけで要領を得ない回答だった。うちの子は2人とも、今朝元気に登園して行き間もなく帰宅予定だが、家庭で何か気をつけることはあるのか。」

保護者からの問い合わせは、そのあと何件も続いた。

質問4 調査をすすめると同時に、様々な方面から問い合わせのあることが考えられます。この時、注意すべきことは何でしょうか？

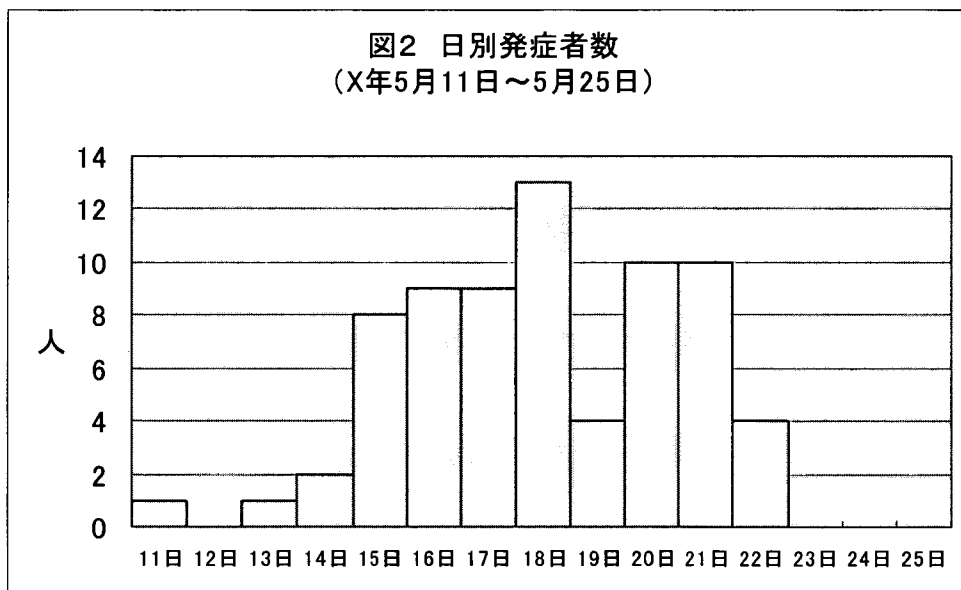
No. 6

健康相談対応班のうち一人(係長)は、主な質問と回答を記載したマニュアル(Q&A)を作成した。課長確認によるQ&Aがあれば、問い合わせに対して統一した回答と保健指導ができるからである。マニュアルは、A4ペーパー1枚程度で充分。内容が時々刻々変わる可能性があるため、作成日時とバージョンを明記することも大切。

感染症集団発生時の情報管理の基本

- 情報窓口はひとつ！
(特に外部へは原則課長。記者会見等必要時は所長。)
- 正確さ・迅速さにくわえ、情報の整合性をはかること！

その後の調査の結果、日別の発症者数が、最終的には図2のようになった。



幼稚園からの情報で、集団発生の始まりである5月14日に、園児の1人が教室の床に下痢のおもらしをし、処理を行なった4人の職員のうち、3人がその1～2日後に発症していたことがわかった。また、クラスにより発症率の偏りがあり感染症が疑われた。喫食調査票では、共通して摂食した食材は認めなかった。

・・保健所では、以上の調査結果を整理して、20日(木)の朝に所内でミーティングを行った。この時点の結論は、「感染性胃腸炎が疑われるが、食中毒の可能性も否定はできない」となった。